

【講演要旨】2025 年 10 月 22 日 神奈川県高等学校社会科部会秋季研究大会及び講演会

いま、教科書裁判から何を学ぶか？

国立歴史民俗博物館教授 大串 潤児

はじめに

お若い方も多いと思いますので、聞いたことあるけどよくわからないということも含めて、基本的なところから押さえておいた方がいいのかなと思いました。一方で、あとでも少し話をしますが、検定制度はまだ残っているわけですので、そういうことも含めて、今、教科書裁判からどういう問題を引き出すことができるのか。歴史的な出来事として単に学ぶのではなく、どういう形で教科書裁判のことを論じればいいのかという形で問題を組み立ててみたというのが今日の話です。

ある一定年齢層の方には多分自明のことかもしれませんが、広い意味での裁判というのは裁判所が出す判決のことを言うので、正確には「教科書訴訟」というのが正しい言い方になるのですが、市民の皆さんの支援運動とかも含めて教科書裁判と言っていますので、一応ここでは教科書裁判という話で通します。現在のところ、教科書をめぐって訴訟を起こしたのは大体 3 つぐらいあって、一つは家永三郎という方の教科書訴訟。これがとても有名で、大体教科書裁判というとこれになります。それを受け継いで個別の論点で、横浜で高島伸欣さんという方がもう一回起こしています。ちょっと全然理屈は違うのだけでも、いわゆる右派が現在の高校の教科書で学ぶと子供が精神的に傷を受けたという裁判も起こしていますが、それはほとんど訴えの門前払いと言いましょうか、訴訟にならなかったの一応ここでは話しません。大きく分けると、教科書訴訟といえばやはり、家永三郎という歴史学者の教科書裁判の話をしたと思います。

3 つ訴訟が起こされていて、最初に提訴されたのが 1965 年ということになりますので、はや何年ということになるかと思います。節目でいうと、教科書裁判で最初に出された判決は 1970 年 7 月の東京地裁の杉本判決というものですが、その杉本判決からですら 50 年以上経っています。最終的に訴訟が 3 次にわたるのですが、終わるのが 1997 年 8 月の最高裁判決でした。その 97 年の最高裁判決から数えても、2027 年には 30 年を迎えるということになりますので、教科書裁判が終わってからすでに長い年月が経ちます。逆に、最初の裁判が起こされたのが 1965 年で最後の判決が 97 年となりますので、そう考えてみると、60 年代半ばから 90 年代終わりまで、この国の社会や歴史教育、広くある種の民主主義をめぐる問題は、教科書訴訟とともにあったと考えても良いかと思います。

ちなみに私は、学校の先生方を目の前にして言うのは少しおかしいかもしれませんが、高校の頃、政治経済の授業で教科書には「白表紙本」というものがあって検定意見が付くのだというのを初めて知りました。高校一年生だったと思います。それまでは教科書には大体正解が書いてあり、それを答えれば点がもらえるという大前提で考えていたわけですが、どうもそうじゃない。教科書には書かれていることと書けないこと、もしくは書いていないことがあるのだということに結構衝撃を受けました。大学に進学するにあたって、教科書は実はどうやって作られていくのか、そこに書き込むことができることとできないことがあるのだということは、私にとっては学問や歴史教育を考えるときの原点でした。そういう話を勉強する中で、家永三郎という歴史家に会うことになります。大学に入っ

て生協で最初買った本は家永さんの『教科書裁判』という本でした。普通には置いてないですが、ちゃんと日付も書いてハンコも押してあります。そういう形で大学に入り、教育学部だった私は家永裁判というものを考えてみようと思ったわけです。

1 学問の自由の主体と、終わらない検定問題

大学院生の頃には、家永訴訟を支援する歴史関係者や市民の会の事務局に参加しました。今はメールの世界ですが、当時はニュースを印刷して四つ折りにして封筒に入れ、糊を塗って一枚一枚閉じていくというようなことをやっていて、その中でいろんな人と出会うわけです。支援をしている時の話というのが、私にとっては大学で歴史を学ぶよりもとても大きな財産になっています。古代ローマ史の守谷さんという方も、古代史でありながらこの教科書訴訟にハマってしまって、ずっと歴史家の証言などを傍聴しに行っていました。彼も「それがとても優れた史学概論のように思えた」と書いていますが、やはり歴史をどういうふうに書くのか、国家権力が「それは書いてはいけない」と言った時にどういう法理で、もしくは学問内在的な論理で反論するのか。また、よく言われる「教科書には通説・定説を書きなさい」ということがいかにいい加減な考え方なのか。両論併記をすればするほど子供がわからなくなる場合があるなど、歴史の叙述や歴史教育をめぐる議論をずっと仕事の最中にやっていた記憶があり、それが私の大きな財産になっています。

それとも関わるのですが、学問の自由をめぐる今日の状況を少し考えた時に、改めて教科書裁判が考えた学問の自由とは何かを想起してみる必要があります。学術会議問題などから、どうしても大学アカデミズムの人々にとっての「学問・教育の自由とは何か」という議論になりがちですが、そうではなく、教科書裁判で問われたことは「教師個人に学問の自由はあるのか、教育の自由はあるのか」、もっと言うと「子供に学問の自由（学ぶ権利）はあるのか」という原理原則だったわけです。そういうことから、学問の自由をめぐる議論はもう一回「子供」というところからスタートしてみてもよいのではないかと、私は支援運動を経験していると思うわけです。

最近の研究などを読んでみると、「教科書裁判というのは文部省の歴史観と家永氏の歴史観がぶつかったものだ」と言う人もいます。でもそうじゃない。だから「対立はやめましょう」みたいな議論になるのですが、もちろん文部省と家永さんの意見が違うというのは自明のことですが、そこを争っているわけではありません。文部省の検定意見より家永さんの方が正しいということを裁判所に認めさせるために戦っているわけではないのです。「たとえ文部省の検定意見が正しいとしても、家永さんの記述が正しいのであれば、なぜ文部省の検定意見に従わなくてはならないのか」ということが問題なのです。そういう誤解がだんだん生じつつあり、検定はどうも抑制的になったのではないかという雰囲気があります。

大体年に一度、検定結果が公表されますが、かつてのように大きく取り扱われることはありません。本当に検定は抑制的になったのか。つい昨今でいうと、ご承知の通り「強制連行」「強制労働」という言葉は教科書に載せられなくなりました。「従軍慰安婦」もダメです。軍が関わったということが伺われるような記述は必ず検定意見がつかます。「軍が」とか「日本軍慰安婦」などはダメです。というふうに、結構まだ検定は抑制的になっていないと私などは思います。そうなってくると、なぜなんとなくぼんやりとした雰囲気、矛盾がないかのように言われているのかということも改めて考えてみたいと思います。

そこにも関わりますが、学習指導要領に準拠するというのが確実に最後に言われます。学習指導要領に書かれている通りの章立てをしないと教科書は作れません。例えば「歴史総合」というのは子供の問いを重視して議論を深めていく教科なのだから、もっと多様な教科書があってもいいと思うわけです。グローバルから始まる教科書があってもいい。しかし、指導要領に準拠していないという形で不合格になりますので、大体同じような教科書を作らざるを得ない。指導要領は、戦後初めは「試案」でありガイダンスだったはずが、いつの間にか法的拘束力を持つようになりました。昨今は本文だけでなく内容の取り扱いや解説まで検定の時に言われる場合があり、どんどん細かくなっています。今までの「こういうふうに書いたらいいよ」から「こういうふうに書くべきだ」に変わってきており、簡単に言うと国定教科書になってきている。改めて学習指導要領の位置づけを考え直さなくてはいけない時期に来ていると思います。

2 3つの訴訟の争点と、家永三郎の「戦争責任」

家永三郎という方は、もともとは古代仏教史の専門ですが、戦後になって近代史の専門家として有名な人です。近代史の方でいうと『太平洋戦争』『戦争責任』などが代表的な著作として挙げられます。教科書訴訟は大きく分けて3つあります。1965年に国家賠償請求訴訟として提訴した「第1次訴訟」。これは1950年代半ばから当時の保守党が「憂うべき教科書」の問題をパンフレットにして日本の教科書を変更していくという動きがあり、検定が非常に厳しくなってくる中での訴訟でした。その2年後、訴訟の法廷技術的な問題で国家賠償請求をせざるを得なかったのも、そもそもの目的である検定処分取り消しを訴えた行政訴訟が始まりました。これが1967年の「第2次訴訟」です。そして1980年代にもう一度、82年に教科書問題が国際化するという事件が起こり、検定が厳しくなっていく状況の中で、84年に家永さんは当時70代でしたがもう一度提訴しました。これが「第3次訴訟」です。

先ほども言いましたが、これは教科書検定制度の違憲違法性を争う憲法裁判です。憲法の表現の自由(21条)、学問の自由(23条)、教育基本法に関わる教育の自由、そして適正手続き違反が争われました。法律論のレベルでいうと、弁護団は3つのレベルを組み立てました。「制度違憲」「適用違憲」「裁量権の濫用」です。制度違憲は検定制度そのものが違憲であるという考え方。適用違憲は百歩譲って制度が合憲でも、家永さんへの検定は違憲であるという考え方。そしてさらに譲って、文部省の検定意見に裁量権を逸脱した違法なものがあったというのが裁量権の濫用です。最終的に第3次訴訟では4箇所、文部省の検定意見に違法があるということが最高裁で確定しました。これを「たまたま変な検定官がいてエラーが出た」と考えるのか、「制度として誰がやってもエラーが出ちゃう仕組みなのだ」と考えるかで判断は変わってくると思います。

ちなみに、家永さんの個人の思いでいうと、やはり戦争責任という問題を見逃すことができないと彼は初めの頃から言っていました。戦争責任を私なりに取る、というのが、彼が訴訟に込めた思いでした。家永さんは戦前からすでに研究者でした。「自分は戦争中、時勢に迎合こそしなかったけれど、自分一個の良心を守るのに専念し、あの悲劇を食い止めるために何一つ抵抗らしい試みもせず、同世代が悲惨な運命に陥るのを傍観したことに対し、深い心の痛手を負っている。今再び執筆を放棄して自分一人の良心を守ることで終わるならば、同じ後悔を繰り返すことにならないだろうか」と言っています。

同時代の有名な歴史家に上原専禄という人がいますが、彼は「国家に訴えてもいい判決が出るわけないのだから、自らの良心に従って教科書執筆を辞めるのが学者としての立場ではないか」と筆を折りました。しかし家永さんは「そうではない。執筆をやめるのは自分一人の良心を守るためになるかもしれないが、それはかつての傍観と同じだ。何より、私が精根を込めて書いた教科書が子供たちに届かなくなるということは、子供の学ぶ権利を結果的に奪うことにならないだろうか」と言ったのです。検定が厳しくなって執筆者が筆を折っていったら、結果的に文部省の検定を通る教科書しか子供に届かなくなるわけだから、それでいいのかという問題意識があったわけです。

3 判例の変遷と「看過しがたい過誤」論の罫

3つの訴訟が32年にわたって続きますのでとても複雑な動きをしますが、大事な判決を4つほど挙げたいと思います。一つは最初に出た1970年の第2次訴訟・東京地裁「杉本判決」です。結果的にいうと家永側のほぼ全面勝訴。家永さんの教科書に対する検定は違憲違法であるという判示が出ました。ただ、この杉本判決ですら検定制度そのものは合憲合法だと言っています。

1974年の「高津判決」は歴史学にとっては結構衝撃的で、簡単に言うと「我々はそういうことじゃないんだよ」ということを裁判官がやってしまったのです。「この記述は検定の方が正しい、この記述は家永さんの方が正しい」と事実認定をしてしまった。そして1986年に「鈴木判決」が出て、第1次訴訟の控訴審ですが家永側の全面敗訴となり、ここで「相応の根拠論」という法理が打ち出されました。これは「検定意見に相応の根拠が少しでもあれば、どんな意見でも合憲合法だ」という恐ろしい判示です。極端な話、歴史修正主義のような論文があって、検定官がそれに基づいて「南京事件はこういう書き方ではまずい」という検定意見をつけても、相応の根拠があるから通ってしまうのです。

これをどう覆すかが大きな課題になる中、1993年に第1次訴訟の最高裁判決「可部判決」が出ました。これもほぼ鈴木判決と一緒に家永側の全面敗訴でしたが、法理を少し変えて「検定意見に『看過しがたい過誤（見逃せない間違い）』があるかないかで判断しなさい」と言いました。看過しがたい過誤がない以上は合法だということです。そして1997年に第3次訴訟の最高裁「大野判決」が出ます。この時は可部判決の「看過しがたい過誤」を基準にせざるを得なかったのですが、その基準に即してすら、最終的に4箇所の検定の違法が最高裁で確定されました。杉本判決、鈴木判決、可部判決、大野判決、この4つを押さえておくと、検定がどうして認められるのかという日本の裁判所の考え方がよくわかります。では問題は解決したのか。今後教科書を作る上で「看過しがたい過誤があるかないか」というだけで良い教科書を作っていけるのだろうかという問題が残ります。検定官は権力を持って行政処分ができるわけですから、人が過誤を犯さない保証はありません。「看過しがたい過誤」というのは法律学では「通説尊重主義」と言われています。つまり、その教科書が通説に則って書かれているかどうかを判断するということです。通説に則っていないからダメだというのは看過しがたい過誤がないと見なされる。逆に検定意見の方が通説を無視して個人的な意見を書かせようとしたら、それは看過しがたい過誤になる、と。

しかし、学校の先生方ならわかると思いますが、通説と定説というのはそんなに簡単に決まらないのです。何が通説か定説かを判断することそのものが学問的な営みであるのに、なんで文部省が「これが通説です」と決められるのか。可部判決はそれを一言も説明して

いません。

4 2014 年新検定基準による「事実上の国定化」と第 3 次訴訟

そういう中で、2014 年に検定の基準が変わりました。この新しい基準の下で現在の検定が行われていますが、どういう問題が発生しているか。近現代の歴史的事象について、新基準にはこう書かれています。「通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されていること」。つまり「諸説ある」と書かなければいけなくなったのです。通説があるかないかを我々が判断することもできないのに、例えば南京事件の時には「断定的すぎる、通説がないということを書きなさい」となります。諸説あると書くことは有効な場合もありますが、かえって子供にいたずらに覚える事項を増やす時もあります。

さらに重要なのは「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解または最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がなされていること」。これが入ったので大変なのです。どう機能したかという、例えば実教出版が南京事件のテーマ学習で第 16 師団長の日記などを挙げようとしたところダメだと言われ、最終的に残ったのは村山談話と外務省のホームページでした。政府の統一見解があるからです。また、2021 年に一部の政党が「強制連行や従軍慰安婦という言葉を使うのは不適切ではないか」と質問し、当時の内閣が使わないようにするという答弁を閣議決定しました。質問主意書の答弁というのは閣議決定されます。すると閣議決定に基づかなければいけないので、教科書会社は書き直さなければならなくなりました。

つまり、どこの政党が出した質問であれ、政府が答弁を決めてしまえば、文部省はそれを「教科書に載せなさい」と言える権限を今持ちちゃっているということが、2014 年の検定基準の問題性です。また「最高裁判例を書け」という基準により、砂川訴訟の伊達判決のような下級審の優れた判決は教科書に載らなくなります。表面上は検定が抑制的になっているように見えても、こういう基準がある以上、教科書検定の問題は終わっていないと私は思います。

時間を過ぎてしまいましたが、第 3 次訴訟が提訴した現代的意義に入ります。第 3 次訴訟は 1980 年代の検定を通った訴訟です。70 年代から 80 年代にかけて、杉本判决の影響もあり沖縄史やアイヌ史を豊富に盛り込んだ斬新な教科書が生まれました。しかし 80 年代に教科書問題が国際化する中で検定が再び強化され、1984 年に家永さんは提訴しました。当時 70 代で健康にも恵まれていなかったのも、争点を絞って短期決戦でやろうとしました。「草莽隊と年貢半減令」「侵略から進出への用語」「南京大虐殺」「朝鮮人民の反日抵抗」「女性に対する性暴力」「731 部隊」「沖縄戦での住民の集団自決」など、天皇・戦争・植民地という 80 年代で重要な問題となる素材でした。

5 歴史の「痛覚」と、杉本判决が示す子どもの権利

具体的な事例として 731 部隊を取り上げます。家永さんは教科書で「ハルビン郊外に 731 部隊と称する細菌戦部隊を設け、生体実験を加えて殺す作業を数年にわたって続けた」と書きました。しかし検定意見は「全文削除」でした。理由は「学会で信頼できる学術書が発表されておらず、時期尚早である」というものです。当時、常石敬一さんの研究や森村

誠一さんの『悪魔の飽食』などが出されていましたが、検定官はこれらを学術的専門図書ではないと判断したのでしょうか。沖縄戦の記述でも、住民の証言集などを根拠に掲げたところ「聞き取りは一次資料ではない」と全文削除されました。七十年代から八十年代の文部省はルポルタージュや証言などを「学術的な成果ではない」と考えていたようです。

しかし、731部隊を明らかにしてきたのは、ルポライターや高校生たち（埼玉県の高松高等学校の共同研究など）の地道な聞き取りでした。家永さんは、日本のアカデミズムの現代史研究が経済史的背景などを中心にやってきた一方で、実際に人が殺し殺されるという戦争の最も痛みを感じる部分に鈍感だったのではないかと、日本現代史に「痛覚」が欠如していたのではないかと指摘しています。裁判の中で松村高夫さんなどの研究者が「学術的かどうかは形式や出版形態で判断するのではなく、史料批判や手続きの問題であり、内容そのものを見なければいけない」と証言しました。高校生の研究や証言（オーラルヒストリー）も重要な歴史の資料なのだということが問われ、最終的に1997年の最高裁判決で731部隊の検定に関しては文部省に「看過しがたい過誤がある」として違法と認定されました。だから現在、多くの教科書に書けるようになっているのです。

最後に、1970年の杉本判决をもう一度読み直して終わりたいと思います。杉本判决は判決文としては珍しく「子ども」を平仮名で表記し、深い子ども観を示しています。杉本判决はこう言っています。「子どもは未来における可能性を持つ存在であることを本質とするから、自ら学習し成長することが子どもの生来的将来的権利であり、この学習する権利を保障するために教育を授けることは国民的課題に他ならない」。国家の教育権ではなく、「子どもの学ぶ権利をいかに保障するか」から問題を組み立てていることが重要です。

そして、その子どもの本来の権利を保障するために一番子どもと向き合っているのは「現場の教師」であると。教師の教育的配慮こそが実践であり、教師にも学問の自由、教育の自由があるのだと明快に言いました。国は「教師が自由に教える自由はない」と言いましたが、杉本判决はそれを退けたのです。また現代国家論についても「福祉国家として教育の環境整備は大事だが、教育内容という思想信条に介入してはいけない。教育内容は選挙の多数決でコロコロ変わるようなものではない」と示しました。

多様な生徒の問いに対応した教科書は作れるのでしょうか。教師や執筆者に学問・教育の自由があってこそ初めて様々な教科書が作られるはずです。杉本判决の後、地域の歴史掘り起こし運動が盛んになり、高校生と一緒に多くの事実が発掘され、我々の現代史研究を豊かにしてくれました。これだけ情報格差がある中で、改めて教師にとっての自由とは何か、子ども像をどう考えるのか。少なくとも杉本判决が示した「子どもは未来への可能性を持つ存在であり、その権利を十全にするために我々に何ができるのか」という議論の出発点を揺るがしてはいけないと私は思います。教科書裁判から何を学ぶか。憲法裁判から入りますが、最終的には私たちが子どもをどう考え、彼らの権利をどう守るかということから組み立てないと足をすくわれます。その意味で、杉本判决に象徴される家永訴訟の歴史をもう一度学んでみてもいいのではないのでしょうか。

（文責：日戸勇希）

